

## 亀山市生ごみ処理容器購入費補助金交付制度の改正について

### 【見直しの背景と趣旨】

平成5年度に旧亀山市・旧関町それぞれで開始した「生ごみ処理容器購入費補助金」交付制度は、市内の各家庭から排出される生ごみの減量化及びたい肥としての資源化を積極的に推進するため、生ごみ処理容器の利用を促進し、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としており、平成17年度の合併以降、補助金額等制度の見直しは行っておりませんでした。

今回、財政構造改革骨太方針の4 合併後見直しがされていない事務事業の再構築の具体的取組（1）に基づき、県内他市の同様のサービスを調査したところ、表1のとおりでした。

については、他市のサービス水準や限られた予算の中でより広く市民に補助金を交付するため、表2のとおり制度の改正を行うものです。

（表1）【北勢地区及び近隣市の補助限度額】

機種名	亀山市	桑名市	いなべ市	四日市市	鈴鹿市	津市
ボカシ	25,000円	5,000円	5,000円	15,000円	15,000円	-
コンポスト	25,000円	5,000円	5,000円	15,000円	15,000円	3,000円
手動攪拌式	25,000円	5,000円	5,000円	15,000円	15,000円	25,000円
電気式	25,000円	15,000円	5,000円	15,000円	15,000円	25,000円
消滅型	25,000円	15,000円	5,000円	15,000円	15,000円	25,000円

（表2）【改正内容】

項目	改正前	改正後
補助件数総数	制限なし	要綱に予算の限りを明記
補助額上限 の変更	一律25,000円/基	一律15,000円/基
対象者の変更	個人単位	世帯単位（世帯主）
補助対象の基数	制限なし	電気・手動攪拌式：1基/世帯 その他：2基/世帯
再度の交付申請期間	制限なし	5年間

※補助率の2分の1は変更なし。

※5年ごとに生ごみを取り巻く環境の変化や近隣市町の状況等により見直すこととします。